

氏名(本籍)	ジャニス リンゼイ (ジャマイカ)			
学位の種類	博士 (世界遺産学)			
学位記番号	博 甲 第 5808 号			
学位授与年月日	平成 23 年 3 月 25 日			
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当			
審査研究科	人間総合科学研究科			
学位論文題目	MANAGEMENT STRATEGIES TOWARDS SUSTAINABLE HERITAGE TOURISM IN SMALL ISLAND DEVELOPING STATES (SIDS): THE JAMAICAN EXPERIENCE 発展途上の島嶼国 (SIDS) における持続可能な遺産観光に向けたマネー ジメント戦略 - ジャマイカの事例			
主査	査	筑波大学教授	工学博士	日 高 健一郎
副査	査	筑波大学教授	工学博士	稲 葉 信 子
副査	査	筑波大学准教授	博士 (工学)	羽 生 冬 佳
副査	査	筑波大学准教授	Ph. D	箕 輪 真 理

論文の内容の要旨

(目的)

本論文の目的は、①発展途上の小規模島嶼国 (SIDS) の文化遺産がどのような影響を受けているかを分析し、②文化遺産による SIDS の観光振興にとって必要な条件を考察し、③ SIDS の観光に国際競争力を付与する効果的方法および社会的・技術的枠組みを提示することである。

(対象と方法)

研究対象は、著者の母国ジャマイカ共和国で、全 3 部 9 章より構成される大部な成果である。

第 1 部は、本研究の意義と目的の説明に続き、ジャマイカにおける文化遺産観光の現状とその自立的発展を阻害する問題点を論じる。レジャー直結観光に対し、無形遺産的要素を重視しつつ、官民の文化意識向上が大きな課題であるという結論を得ている。

第 2 部は、本論の研究方法論を論じる。UNESCO を中心とする SIDS の自立的観光に関する国際動向を分析し、途上国文化遺産における無形的価値の軽視を批判するとともに、地域コミュニティを中心に展開されるジャマイカの社会・経済的現実とのずれを観光関連のステークホルダー各層へのインタビュー結果から指摘する。

第 3 部では、比較研究としてキューバの文化遺産観光を分析し、続いてコミュニティに基盤を置く文化遺産観光の概念的モデルを提示、最終章 (第 9 章) の結論で、ジャマイカ政府および UNESCO に宛てた文化遺産観光振興と資源としての文化遺産保護に関する 7 項目の提言を明記している。ジャマイカでの現地調査の結果、および同国にとって文化遺産観光の先進国として規範的事例となるキューバとの比較研究にもとづく実証的にして包括的な文化遺産観光論を展開した力作である。

(結果)

ジャマイカの文化遺産観光に関し、以下の 7 項目の提言を得ている。1) 無形遺産の評価を含む文化遺産

教育を推進するため、カリキュラム改訂を含む教育プログラムの再編を促進すること、2) 観光省内に観光産業の育成と制御を担当する部署の設置すること、3) 地域コミュニティの参加を法的に保障するため、ジャマイカ・ナショナル・トラスト法の改正を進めること（改正素案を提示）、4) 国家および地方自治体における観光振興関連予算を確立すること、5) 貧困度に適合し、その緩慢な改善と自立のための無形遺産保護を奨励すること、6) 政府内にHBIS（遺産ビジネス促進制度）を新設し、文化遺産の管理と利用の均衡を図ること、7) 規範的観光政策を進めるキューバとの観光連携を図り、小規模島嶼国の観光振興モデルを目指すこと。特に、これら7項目の基盤として、経済と政治において国力が限定されているカリブ島嶼国では、政府と地域コミュニティの協力を確立しなければならないとしている。

（考察）

大部な労作であり、留学生として学ぶ著者が帰国後、政府の観光関連部署に就職することを考慮すると、ジャマイカに代表される小規模島嶼国の文化遺産保護と観光振興に対する大きな貢献の可能性をもつ論考であるといえる。観光現象の分析が政策論かが不明瞭であるとの指摘がなされたが、本論文の学術的価値を著しく減ずる欠点とは判断されなかった。

審 査 の 結 果 の 要 旨

発展途上の小規模島嶼国の文化遺産観光という主題自体が新鮮であり、特にカリブ諸国を対象とする既往研究は少ないので、斬新性に富み、意義が高い。文化遺産観光の振興を阻害する要因として、コミュニティにおける希薄な遺産意識、その原因として遺産教育の欠落と政府による視野の狭い安易な観光振興が指摘されている。ジャマイカの文化遺産では、大規模な資本投下などの脅威に対して脆弱であり、その保護には教育と人材育成によるコミュニティ水準での意識改革が急務である、との結論は、他の発展途上島嶼国にも適合する普遍性を持つ。社会的・経済的議論を展開する後半諸章では、構造的ないし数学的なモデルによる考察の展開が不十分な点が惜しまれるが、対象、方法、分析、結論の総合において、本論文は独創的な学術的成果を含み、近年 UNESCO の文化政策でも注目されている SIDS に対する提言は、アジア・太平洋地域にも適用可能であり、研究の将来性が期待される。

よって、著者は博士（世界遺産学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。